

鳥取県告示第74号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平186から189まで、字黒川奥269、270、282、284、285の1、285の2、字黒川北平286、288、289、字坪谷奥507の1、507の2、508、509の1、509の2、510の1、510の2、字段原513、字上坪谷665、675、字坪谷897、908、大字三徳字菅原2、3の1から3の4まで、字尾谷頭16の1から16の6まで、字蛇谷頭52、55、字上段原頭176、177、字清水319の1から319の4まで、字清水頭323、325の1、326、327の1、328の1、328の2、字下向頭337の1から337の4まで、字鶯輪邸頭565、568、字鑪輪邸頭806、807、815、字成谷824の1、字神代頭826、827、字成空頭834、字海老谷頭938の1から938の3まで、939、940の1から940の4まで、字美德頭1010、1011の1から1011の8まで、字大瀬丸頭1182、字旗谷頭1258、字大谷頭1394、大字片柴字滝ノ奥1、2の1、6、8の1、8の2、9の1、9の2、10、11の1、11の2、字滝ノ尻21、22の1、22の2、字空田105の1、106、107、字奈良木192、193の1、193の8、194、195、196の2、197の1、199、200の1、200の5、200の6、201の1、202、字熊谷231の2、字山ノ神323、字木村奥350の1、350の2、351、352、字大谷1593、大字中津字巢ヶ谷481の2、482、大字俵原字丸山谷324、325

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)